

令和4年 八潮市農業委員会12月総会 議事録

1 開催日 令和4年12月23日(金)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 市役所第2会議室

4 出席委員 12名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

8番 小倉 雅樹

4番 渋谷 稔

9番 飯山 敏行

5番 荻野 恭子

10番 新井 孝美

6番 齋藤 富子

12番 鈴木 新一

7番 福岡 達則

14番 田中 幸夫

5 欠席委員 3名

委員 11番 臼倉 正浩

15番 松田 淳一

13番 鈴木 隆

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第34号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会12月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は12名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、11番、白倉正浩委員、13番、鈴木隆委員、15番、松田淳一委員から欠席の連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、引き続き会議時間が必要以上に長くならないよう配慮してまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、今年最後の12月総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は特に風が冷たく、寒さがしみる季節になりましたけれども、それに伴ってインフルエンザもかなり流行していると聞いていますし、コロナ感染も、感染したという話を耳にしますので、皆さん十分に気をつけてください。

それから、報告なんですけど、12月6日にJAさいかつ管内農作業受委託料金協議会がございまして、私と飯山委員と新井委員で、JAさいかつ北部経済センターにおいてこの会議に出席してまいりました。後ほど事務局より説明がありますが、令和5年の農作業料金が決定して、資料2として入っておりますので、今後参考にさせていただきたいと思います。

それでは、皆さん最後までご協力よろしくお願いいたします。

○事務局 会長、ありがとうございました。

続きまして、本日の傍聴者ですが、本日の傍聴者については出席の方がおりません。ご報

告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ①八潮市農業委員会12月総会次第 | A 4 横 |
| ②令和4年度違反転用対策重点パトロールの実施について | (資料 - 1) |
| ③冬季パトロール報告書(報告書・担当地区地図) | (資料No.なし) |
| ④令和5年JAさいかつ管内標準的農作業料金について | (資料 - 2) |
| ⑤農業委員活動記録簿(12月～1月分) | (資料No.なし) |

となります。

それと、今回本来は農業ニュースをお配りする予定でしたが、今、都市農業課のほうで農業近代化施設導入事業費補助金とあって、農業機械を買ったり、ビニールハウスを建てたり張り替えたりした場合の補助金について、その要綱をもう少し使いやすくしようということで今年度見直ししております、それがもう少しでできそうな状況になっています。その農業ニュースを通じて皆さんにお知らせしたいと思いますので、来月配ることを想定しております。その要綱の改正ですが、今問題になっているのが、対象となる期間が4月から12月までに実績のあったものに対する補助となっており、1月から3月分が補助の対象にならないので、この部分は何とかならないのかということで改正を試みて、それがもう少しで決まるということです。まだ完全に決まった訳ではないんですけども、よいお知らせを来月できればと思っております。また、その際はお手数をおかけしますが、農業ニュースの配布のほうを皆さんにお願いしたいと思いますので、恐れ入りますがよろしく願いいたします。

以上、資料のほうは5点になります。資料の漏れはなかったでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○事務局 ありがとうございます。

それでは、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしく願いします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番、小早川喜一委員、14番、田中幸夫委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、清水係長にお願いします。

○事務局 はい、分かりました。

◎議案第34号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第34号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件と、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1につきましては関連がございますので、併せて事務局に説明をお願いします。

○事務局 それでは、まず次第の1ページをご覧ください。

農地法第5条の許可後の計画変更申請認定ということなんですけれども、こちらは令和2年の2月に許可になった資材置場の転用案件になりますが、コロナ禍ということもありまして、仕事が中断しておりました。その後、このところで再開することになったのですが、当時とは状況が変わりまして、資材のストック量がもっと多く必要となる状況になりまして、敷地拡張ということで、改めて申請することになったものです。その申請の仕方なんですけれども、まず計画変更を出しまして、隣接した土地をまた別の土地所有者の方から譲り受けて、土地を広げて申請する。そちらは新たな土地なので、その部分については改めて5条で申請することになります。変更申請と新たな部分の5条許可申請、合わせての申請になりますので、この議案2つを一緒に説明してまいります。

まず、1ページのほうからご覧ください。申請者住所・氏名、令和2年2月に許可になった際の申請者です。〇〇市〇〇〇-〇-〇〇、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇、登記地目、田、現況地目、田、〇〇平米、同じく〇-〇、登記地目、

信号を○折して○○○をずっと○○してまいります。そして、○○○と○○○との交差点を過ぎて約○○○ほど走り、○○○を通り過ぎまして、○○○の交差点のところに到達します。ここを右折しまして200メートルほど行きました地点の北側、この地図に黒く囲ったところが申請地です。右側の薄く着色してある、○番地と○-○というところが許可済みのところ です。それに対して、○側ですね、○番地、○番地が敷地拡張する部分となります。

土地利用計画図のほうは、隣の6ページのようになっております、この規模の大きさの 開発なので、市のまちづくり条例のほうの基準を満たすように計画されております、図面 の上のほうですね、こちらのほうは緑地となっております。前回の図面と比べると、碎石と かコンクリートブロック、あと型枠材なんかの置場が増えている、そのような状況でござい ます。1枚めくっていただいて、7ページは断面図で、ちょっと小さくて見づらいんですけども、隣の農地との間は、下の土のほうの部分は鉄筋コンクリートの矢板で土留めをして、 上部のほうは高さ1.6メートルのメッシュフェンスを設置するような計画となっております。

現地の状況は、隣の8ページのような状況です。実線のところが今回の申請地で、点線の ところが許可済みと、このような状況です。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の10番、新井孝美委員より現地調査の結果 並びに補足説明がございましたらお願いします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

事務局から16日に連絡があり、18日に現地調査をしてまいりました。許可済のところは 草が伸びている状態だったんですが、本日までにきれいに細かく刈ってありましたので、問 題はないと思いますし、また新しく出ている②番のところは、本年度まで稲作をされていた 場所なので、問題はありません。残された③番のところなんですが、入排水のほうは南側に 道路がありまして、こちらのほうから水の出し入れができる状態なので、大丈夫だと思いま す。以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井委員より、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請 認定の件及び許可申請認定の件について説明がございましたが、何か質問、ご意見等がござ いましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

1ついいですか。参考に、新井委員にお聞きしたいんですが、今年まで作付していたの は、どなたが作付していたか覚えていますか。

○10番（新井孝美委員） ○○○さんのところの奥さんの親戚の、○○○さんです。

○議長 分かりました。

他に何かありますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。
原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。
挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第35号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の9ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2になります。

譲受人住所・氏名、〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地〇、〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇市大字〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇番地〇、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇平米、権利の内容は所有権の移転です。

次に、隣の10ページをご覧ください。申請地の概要ですが、こちらも先ほどと同じ第2種農地となります。

申請目的は住宅敷地の拡張となります。

申請理由について説明をいたします。申請人は、現在、〇〇市〇〇〇に店舗併用住宅を所有し居住しておりますが、大部分は店舗で、居住スペースは狭く、家族と離れて1人で暮らしている状況です。ご家族の両親と妹さんが〇〇市内の県営住宅に離れて住んでいる状況なので、家族一緒に住める住宅を探していましたところ、今回、中古住宅ですが見つかри、ぜひここに住みたいと、住むことを要望されたんですけども、こちらのほうに隣接して農地がありまして、所有する車両が、親の持っている車2台とご本人が〇〇〇のほうの会社に通勤で使う車、計3台の駐車スペースが必要なところなんですけども、その駐車スペースがちょっと足りないので、購入する家の部分は当然宅地なんですけれども、そこに隣接した農地を住宅の敷地拡張ということで購入したい、そういうことで要望されたものでございます。

資金計画・調達計画につきましては、土地及び住宅の取得費としましてご覧の金額を自己資金及び借入金で賄うということで、残高証明書と融資証明書が提示されております。

周囲農地への被害防除策ですが、周囲には既に既設のブロック塀が設置済みなところではありますけども、さらに周辺の農地等に被害が生じないように、十分注意されるということでござ

います。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくって11ページのほうをご覧ください。市役所の○側の出口を出まして、○折して○方向に向かいます。○○○に突き当たったところを先ほど同様に○折しまして、○○○をずっと○○しまして、○○○の突き当たりまで参ります。○○○に突き当たったところで○折しまして、その先、○○○敷地内の○○○のあるところを○折します。そして、○に向かって進んで200メートルほど行きますと、○○○という○があるんですけども、そこからさらに80メートルほど○上しますと、またTの字の交差点に突き当たります。ここを○折して東方向に向かひまして、またTの字の交差点にぶつかったところでさらに○折して道なりに進みますと、またTの字の交差点に突き当たります。そこを○折したところがこの地図に着色した部分となります。ちょっと分かりにくい場所かもしれませんが、○○○の○側の○○○、そこから少し南下した位置となります。地図に薄く塗ったところが今回購入される宅地の部分となります。その下の細長い土地、ここが実は農地となっている状況でして、隣の12ページの土地利用計画図と合わせて見ていただきたいんですけども、上半分のところに、既設の家屋と納屋があるんですけども、こちらが宅地で、この南側に当然道路にも隣接していない農地が残っておりまして、これを駐車場にするための敷地拡張として今回申請されたものとなります。

1枚めくっていただいて、13ページが現地の様子なんですけれども、入っていくとこのような状況になっておりまして、この点線で囲まれたところが農地となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の6番、齋藤富子委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○6番（齋藤富子委員） 6番、齋藤です。

事務局から15日に連絡がありまして、16日に調査してきました。私がいつもパトロールに行くときに通る道なんです。いろいろポスティングとかしたときもここを通ったりして、かなり前におじいちゃん、おばあちゃんが亡くなり空き家だったので、すぐに分かりました。

それで、敷地に入っていくと母屋と蔵があつて、その先に細長く土地がありまして、草はきれいに刈ってありました。問題はないかと思ひます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、齋藤委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○9番（飯山敏行委員） 聞きたいんですけども、塀でこうなっていると普通だったら宅地と思うかもしれないんですけども、こういうところというのは、開発建築課とかで許可を取って建物とか建つんですかね。そこは建たないんですか、やっぱり。

○事務局 この農地ですか。その条件によると思います。

○9番（飯山敏行委員） ああ。でも、完全にこれを見ると一体に見ちゃいますもんね。

○事務局 そうですね。

○9番（飯山敏行委員） もし条件等が整えば、この土地に建物を建てることはできるんですか。

○事務局 その状況次第だと思いますけれども。条件によると思いますので、開発建築課のいろいろな基準を確認しないと、農業委員会の立場からは正確にはちょっと答えられないです。

○議長 ほかにございますか。これは宅地を買ったと思ったら、端っこに農地が残っていたということで、それでそれを駐車場として使うからと5条で買うという形です。農地法第3条により農地として使うために買うという方法もあったのですが、この人は農家じゃないので農地として買えませんので。駐車場スペースとして5条で買う形となりますが、特に問題はないと思います。

それでは、質問がないようなので、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、同議案の番号3につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の14ページをご覧ください。

5条許可申請、番号3になります。

譲受人住所・氏名、〇〇市〇〇〇番地〇、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇市〇〇〇番〇号、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇ー〇、登記地目、田、現況地目、田、地積〇〇平米、権利の内容は20年間の賃借権の設定となります。

次に、1枚めくって15ページをご覧ください。申請地の概要は、先ほどと同様に第2種農地となります。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。

申請理由ですが、申請人は平成〇年〇月に会社を設立、本店が市内にありまして、建築工事・とび工事等を主に行っております。平成〇年〇月に八潮市長より土砂の堆積の許可を受け、残土処分となった土砂等を受け入れて改良土として土木工事の盛土として搬出する事業を、〇〇〇地内にて行ってきたところですが、近年、造成工事などの工事を受注する機会が

増加しまして、コンクリートの2次製品や、また工事に必要な車両や重機等の駐車スペース、荷下ろしスペースを確保する必要が生じまして、新たな置場を探しておりました。近隣の草加市とか三郷市も含めて非農地を探しましたがなかなか見つからなかったところ、本店がある〇〇から近い今回の申請地において協力を受けられる見込みが付きまして、今回の申請に至ったものです。

資金計画・調達計画につきましては、造成費としてご覧の金額を借入金で賄うということで、借入者からの融資証明書及びその借受者の残高証明書が添付されております。

周囲農地への被害防除策としましては、周囲にブロック土留めをし、隣地農地への土砂の流出、雨水の流出を防止する計画となっております。

次に、場所の説明をいたします。隣の16ページをご覧ください。

先ほどの番号1の案件と近いので、途中まで省略させていただきまして、先ほどの番号1と同様に〇〇〇をずっと〇〇しまして、〇〇〇を通り過ぎた次の信号を、先ほどの番号1とは逆に〇折して〇方向に向かいます。270メートルほど行ったところなんですけれども、ちょうど〇〇〇の道路を挟んで向かい側の、ご覧のような位置の場所でございます。

1枚めくっていただいて、17ページが土地利用計画図、こちらも市のまちづくり条例の基準に従いまして、周囲、薄黒くなっているところは緑化計画地帯となります。中には、今現在持っている置場というのは土砂なんですけれども、今度新たにつくるこちらのほうに置くものは、砂利、碎石ほかコンクリート2次製品、保安用品、あと駐車スペース、このような計画となっております。

現地の様子は、隣の18ページ、ご覧のような様子になっておりまして、ちょっとビニール袋みたいなのがいっぱいありますけれども、これは最後の草刈りがちょっとぎりぎりになってしまいまして、これはまだ数日前なんですけれども、刈り取ったばかりの後、処分するためにこういうふうにはビニール袋に入れた状態で、その撤去前の状態で写真を撮ったということでこのような形になっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の10番、新井委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

草等が多かったもので、草刈りをしてもらわないと申請は駄目だよということで、毎日のように見に行っていました。本日、朝見に行ったときには、後で撤去なされるかと思うんですけども、写真②のように袋に入った草を置いてある状態でした。西側に市道というのがありまして、これは自転車が通れるような細い道がございまして、直接田んぼの水域の水を超えたりとか、そういうことはないもので、問題はなかろうかと思えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号3について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ここは五、六年ぐらい前までは、稲を作って、もうちょっと前かな、10年まではたたないよね。多分本人じゃないのかな。機械でもって作りに来ていたのを私は覚えているんですが、大体5年ぐらい前から作れなくなって、管理だけしていた感じだよ。

○10番（新井孝美委員） はい。こちらの写真、見にくいんですが、両脇が水田になっていて、真ん中に泥を盛っている状態、そこにサトイモなどを耕作していた時期はあります。本年度はちょっと耕作しているか、草のほうが激しくて分からなかったですけども。

○議長 そういった状況で、この通り沿いも、この西側、自転車道の西側に1枚田んぼを作っている人がいて、その西側に、筆は2筆なんですけど、1枚にしてある田んぼがあるんですが、そこは三、四年ぐらい前から作らなくなっている状態で、だから1軒だけなんですよ、作っているのが。だから、別に被害的なものは多分、これで埋めたとしても問題はないと思います。その辺よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

◎議案第36号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の19ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてになります。

番号1、相続人住所・氏名、○丁目○○番地、○○○、被相続人住所・氏名、同住所で○○○、特例の適用をうけようとする土地の所在、○○○字○○○番地○、登記地目、田、現況地目、畑、○○平米、以下6筆ございまして、合計で○○○平米となります。

該当地は市街化区域内で、生産緑地となります。参考ですが、被相続人の所有面積は〇〇〇〇平米でございます。こちらは、相続人がこちらの対象農地の納税猶予を受けるために、適格者証明の申請をされたものとなります。

場所のほうの説明をいたします。隣の20ページをご覧ください。市役所〇側を今度は〇折しまして、まっすぐ行きまして、〇〇〇の〇〇〇を通過して、〇〇〇があるところを〇折しまして〇〇方向に向かいます。200メートルほど進みました右側の、こちらの着色した部分、こちら一帯の土地となります。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、21ページ、こちら前面道路のほうから撮った写真なんですけれども、このように大型ハウスの屋根が連棟になっている場所でございます。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の14番、田中幸夫委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○14番（田中幸夫委員） 14番の田中です。

12日、調査に行ったところ、本人と話したんですけれども、まだ亡くなって日が浅いので、徐々にやっているとのことでした。今はお母さんと2人ですが、〇〇に勤めているせがれさんがたまに手伝ってくれるということです。それで、この申請を出すことに対して、何の問題もないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と14番、田中委員より相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

特に、お母さんもやっていたらしゃるみたいなので……

○14番（田中幸夫委員） 今、ハウスの中で小松菜をやっています。

○議長 ハウスの中に小松菜ですね。特に問題はないんじゃないかなと思いますけれども。質問ありませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、挙手にて採決したいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について14件、報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について1件でございますが、今月も会議時間短縮のため、読み上げはなしといたしますのでご了承ください。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いします。22ページから27ページになります。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

それでは、転用等届出受理報告について何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようなので、転用等届出受理報告は終わりとします。

また後で気がついたら、最後に意見をお願いいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が1件、報告事項が1件ございます。

初めに、依頼事項、令和4年度違反転用対策重点パトロールの実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1をご覧ください。

こちら毎年この時期に県のほうから依頼が来るんですけれども、違反転用対策重点パトロールということで、これをやってくださいというお願いです。今度のパトロールは、いつもやってもらっている耕作放棄地とかそういったパトロールじゃなくて、違反転用対策になりますので、そういった視点でパトロールしていただければと思います。

裏側がパトロール実施要領、このようにやってくださいということが書いてありまして、実施時期が11月下旬から2月下旬のうちの5日間とか書いてあるんですけれども、下のほうに実施回数とはパトロールを実施した回数であり、1日に3組パトロールした場合は3回と

数えていい、そういうことになっております。今、複数人で組んでパトロールをとというのはコロナ禍で難しいと思いますので、いつもと同様に、それぞれ個人で担当地区をパトロールしていただければと思います。違反転用とか、この時期、不法投棄とか、もしかしたらあるかもしれないので、異常なことがあったら書いておいていただければと思います。提出が2月の半ばまでに県に報告しないといけないので、来月の1月の総会のとしまでに提出していただけますようお願いいたします。寒いし、日も短いので気をつけてパトロールされるようお願いいたします。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの事務局の説明について何かご質問はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、それでは皆さんお忙しいとは思いますが、パトロールは1月になってもできますので、くれぐれも事故のないよう気をつけてパトロールされるようによろしくをお願いいたします。

次に、報告事項、JAさいかつ管内標準的農作業料金について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

こちらが冒頭に会長のほうからお話のありましたJAさいかつ管内の標準的農作業料金が決まりましたということについて、こちらの協議会から農業委員会宛てに報告の文書が送られてきたものとなります。

後ろのほうが今回決まったJAさいかつ管内農作業料金となります。当日の会議は都市農業課のほうも出席をすることになっているんですけども、当日、園芸協会の立毛共進会と重なりまして、私が代わりに出席しまして、会議の話を聞いてきました。受託者の方から、資材の高騰とか話がありまして非常に厳しい状況ですが、何とか料金据置きでやっていこうと思いますというような意見が出ておりました。それに対しまして、委託者のほうからも、こういう時世だけれども、据置きの料金でやっていただけるのはありがたい、そのような意見が出されておりました。結果的に、こちらの金額なんですけれども、全部昨年と比較して据置きの金額となっております。こちらがJAさいかつ管内の標準的料金ということでございますので、必要な際に参考にしていただければと思います。

以上です。

○議長 この協議会に出席した新井委員さんと飯山委員さん、何か補足説明ございますか。

○9番（飯山敏行委員） 本年度、前々のお話のときには、燃料等が高騰しているから料金は上がるよと言われていたんですけども、いざ会議に行ってみたら昨年と同様ということで、お願いするほうからすれば非常にありがたいと、そんな印象でした。

○議長 新井さんはどうですか。

○10番（新井孝美委員） 受託者側から出席させていただいたんですけども、資材や肥料や薬剤は、委託者が受け持つことになっているので、受託ができるというような判断でこの料金据置きという形でやっぺいこうかなということ、なかなか肥料、薬剤のほうも、受託者が負担するのは厳しいです。

○9番（飯山敏行委員） 農協管内では、もう事前に〇〇と〇〇〇が上げたがっているといううわさが出ていたんですよ。だから、上がるだろうと思っていたんですけども、実際いざ当日行って料金表を見たら、金額は変わっていないから、これはありがたいなと思いました。

○議長 肥料とか農薬とかは地主持ちで、農作業料金は本当の手間分だけだから、上げてても微々たるものしか上げられないだろうから、そういう関係で上がらないのかなと私は思ったんですけども。

○9番（飯山敏行委員） 直前に何か変わったのか、方向が。

○議長 まあそんな状況です。これは結構全国であると言っていたよね、標準料金を決めているみたいなの。

○10番（新井孝美委員） 西側のほうが高かった。強気の値段設定。関東から北へ行くほど謙虚な値段だと言っていました。

○議長 というふうに農林振興センターの方が言っていました。

この料金については以上となります。

それでは、次第7、その他は以上となります。

最後に、次回の日程について事務局より説明がございます。

○事務局 次回は、令和5年1月25日水曜日、午後2時より、今回と同じ市役所第2会議室で総会を開催します。令和5年1月25日、よろしくお願ひします。

ほかに何かありますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これにて議事の席を降ろさせていただきたいと思ひます。皆様ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局 大塚会長、議事の大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には、師走の御多用の中を12月総会にご出席いただきまして、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

もうあと何日かで年が改まりますけれども、今年1年いろいろなことがございました。コロナ禍でウクライナの問題等もありますけれども、一向に収束を見ない形でございます。朝鮮戦争は3年かかっておりまして、コソボの場合は3年半かかっております。今のような状況になって相変わらずいろいろな問題を起こしております。何とか中立国の働きによりまして収束の形を見たいものでございます。

今年の年の瀬もいろいろとございましたけれども、令和5年を迎えるに当たりまして、皆さんも幸多き、そして実りのある1年となりますことを願ひまして、八潮市農業委員会12月の総会を閉会といたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、お疲れさまでした。これにて散会といたします。

閉会 午後3時15分